

愛・地球博「開幕3周年記念事業」の企画募集について

財団法人地球産業文化研究所（以下「当財団」といいます。）は、「自然の叡智」をテーマに開催された2005年日本国際博覧会（以下「愛・地球博」といいます。）の基本理念を継承発展させるために、これまでに1周年記念事業及び2周年記念事業を実施してまいりました。

これからも、当財団は、愛・地球博の基本理念を継承発展させていくために、この目的に^{かな}適う事業を実施してまいります。

開幕3周年記念事業の企画に当たっては、年に1回大きなイベントを開催するこれまでの方式を見直し、当財団としては、むしろ愛・地球博の基本理念を継続的に発展させていくために、小規模な行事であっても、機会あるごとに、愛・地球博を想起させるような行事を行ってまいりたいと考えています。

今回、当財団は、事業の企画に当たって、愛・地球博を支えていただいた関係者をはじめ皆様方から、前段の主旨に沿う行事の企画を提案いただき、それらの意見を反映させた形で、提案者の方の協力をいただきながら事業を実施します。

つきましては、下記により、愛・地球博「開幕3周年記念事業」の企画を募集しますので、お知らせします。

記

1 提案いただく事業の内容

(1) 当財団が単独で実施する事業

提案いただく事業の内容は、次の要件を満たすものとします。ただし、その形態は、展

示、行催事、シンポジウム、セミナー等が考えられますが、特に制限を設けません。

- ① 平成20年中に実施する事業
 - ② 原則として、愛知県内の場所において実施する事業
 - ③ 愛・地球博において行われた展示、行催事、シンポジウム、セミナー等の理念の全部又は一部を継承し発展させる事業であって、開幕3年目の節目の2008年に行うに相応しい事業
 - ④ 愛・地球博を想起させるとともに、その基本理念を将来に向けて継承し発展させることができる事業
 - ⑤ 展示又は行催事の場合には、愛・地球博の感動や意義を十分に喚起させつつ、会場に集まった参加者が一体となって楽しむことができる事業
 - ⑥ シンポジウム、セミナー等の場合には、そのテーマが愛・地球博の基本理念を継承し発展させ、地球的規模の問題解決に貢献する事業
 - ⑦ 原則として、実施予算が1事業当たり概ね100万円から500万円を超えない事業
- (2) 他の団体等と協働して実施する事業
- 当財団は他の団体等と協働して共催等の形で事業を行うことも考えています。その場合の要件は、協働して実施する事業のうち当財団が係わる事業の部分が上記(1)の要件を満たすものであって、かつ、共催等の形で実施する事業全体が愛・地球博継承発展事業に相応しい事業とします。

2 提案者の要件

提案者の要件は、次のいずれかに該当する者となります。

- (1) 愛・地球博又はその関連行事の実施実績があり、当財団と協力しながら、提案した事業を円滑に実施できる者
- (2) 愛・地球博又はその関連行事の実施実績があり、当財団と協働して共催等の形で、提案した事業を円滑に実施できる者

3 提案の方法

(1) 提案書の記載事項

次の事項をA4サイズの内紙に20枚以内に記載して、「愛・地球博開幕3周年記念事業企画提案書」を作成して下さい。形式は任意です。

- ① 提案者の組織名
- ② 提案者の代表者名
- ③ 担当者名、連絡先住所及び電話
- ④ 事業の名称
- ⑤ 事業の主眼

上記1(1)③又は④の要件を満たす理由をできるだけ詳しく説明する形でまとめて下さい。

- ⑥ 実施の時期（予定でも差し支えありません。）
- ⑦ 実施の場所（予定でも差し支えありません。）
- ⑧ 事業の実施方法

複数の事業を実施しようとするときは、それぞれの事業ごとに記入します。

例えば、セミナーやシンポジウムの開催が事業となるときは、単独開催か共催かの別、テーマ、講師、対象者、参加予定人数、一般参加の可否、入場料の徴収の有無、開催会場、日時、事務局の体制、配付資料の作成、進行予定等について、具体的に記入します。

イベントが事業となる時も、単独開催か共催かの別、出し物のテーマ、主な出演者、対象者、参加予定人数、一般参加の可否、入場料の徴収の有無、開催会場、日時、事務局の体制、進行予定等について、具体的に記入します。

- ⑨ 事業の予算案
- ⑩ 愛・地球博又はその関連事業の実績

(2) 提案書の提出期限

事業実施予定日の2ヵ月前まで（最終提出期限は、平成20年10月30日）

(3) 提案書の提出先及びこの公募に関する問い合わせ先

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄2-10-19
名古屋商工会議所ビル8階
財団法人地球産業文化研究所
名古屋事務所
3周年企画募集係
電話 052-220-2500

4 採択可否の通知

提出された提案書は、原則として、当財団において審査し、受理した日から起算して30日以内に、その採択の可否を提案書の提出者に通知します。

5 その他

- (1) 応募書類は返却しません。
- (2) 応募書類の作成費用は、採択可否に係わらず、支給されません。
- (3) 提案内容の説明のために当財団の東京又は名古屋の事務所に往訪する交通費は、自己負担となります。
- (4) 提案書の内容が採択された場合には、原則として、その著作権は当財団に帰属します。